

郵便事業への民間事業者の参入について

1 経緯

○中央省庁改革基本法（平成10年法律第103号）（抄）

第33条第3項

・「政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入る。」

○行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）（抄）

Ⅴ 中央省庁等改革の的確な実施

1 省庁再編のメリット発揮等

(3) 郵政事業

(中 略)

イ 郵便事業への民間参入

・「中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現することとする」。

○郵政事業の公社化に関する研究会（総務大臣の研究会。平成13年8月に発足）

・郵便民間参入政策ワーキンググループを設けて検討。

・平成13年12月に中間報告、平成14年8月に最終報告（参考資料2参照）。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）

・郵政事業の公社化に関する研究会の中間報告等を踏まえて立案。

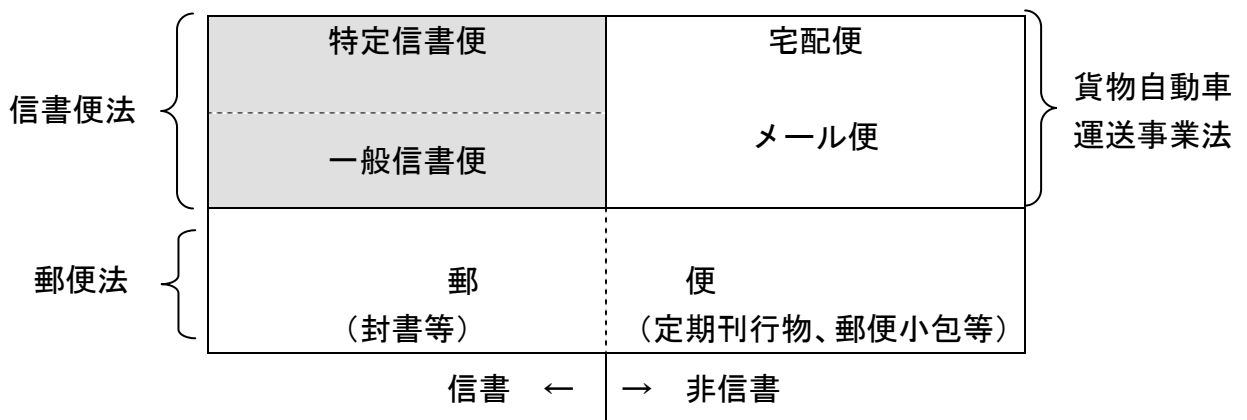
・法律案は第154回国会に提出され、平成14年7月24日に成立（公布は同年7月31日、施行は平成15年4月1日）。

2 概念の整理

○郵便事業は大別すると信書を送達する事業と、信書以外のものを送達する事業に区分される。

○民間事業者が信書を送達する場合は、信書便（一般信書便、特定信書便）として整理され、信書以外のものを送達する場合は宅配便やメール便として整理される（図－1 参照）。

〔図－1〕



〔参考〕 信書の定義

【判例（抜粋）】

（明治 37 年 11 月 28 日大審院判決）

「信書とは通信文を包括する文書なり而して通信とは特定の人に対し自己の意思を表示し若くは或る事実を通知するの謂なる^{しか}」

（昭和 27 年 2 月 20 日大阪地裁判決・昭和 33 年 1 月 16 日最高裁判決で確定）

「信書とは、特定の人に対し自己の意思を表示し、あるいは事実を通知する文書を総称するもの^{いい}」

- ・ 信書便法の制定に合わせて、郵便法の一部を改正し「信書」の定義を法律上明確化。

●郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）

（事業の独占）

第五条 公社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、公社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、公社が、契約により公社のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。

- ② 公社（契約により公社のため郵便の業務の一部を行う者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。
- ③ 運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添附する無封の添状又は送状は、この限りでない。
- ④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項但書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

●民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日法律第99号）

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第五条第二項に規定する信書をいう。

（郵便法の適用除外）

第三条 郵便法第五条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

- ・「信書に該当する文書に関する指針」（ガイドライン）を総務省告示（平成15年4月1日）。

「信書に該当する文書に関する指針」の概要

1 基本的な考え方

- (1) 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されています。
- (2) 「特定の受取人」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- (3) 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に関わり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- (4) 文書とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです（電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません）。

2 具体例

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<p>○書状</p> <p>○請求書の類 類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書</p> <p>○会議招集通知の類 類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>○許可書の類 類例：免許証、認定書、表彰状</p> <p>○証明書の類 類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し</p> <p>○ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>○書籍の類 類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター</p> <p>○カタログ</p> <p>○小切手の類 類例：手形、株券</p> <p>○プリペイドカードの類 類例：商品券、図書券</p> <p>○乗車券の類 類例：航空券、定期券、入場券</p> <p>○クレジットカードの類 類例：キャッシュカード、ローンカード</p> <p>○会員カードの類 類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>○ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p>

3 信書便制度の概要

信書便制度の概要は以下のとおり。

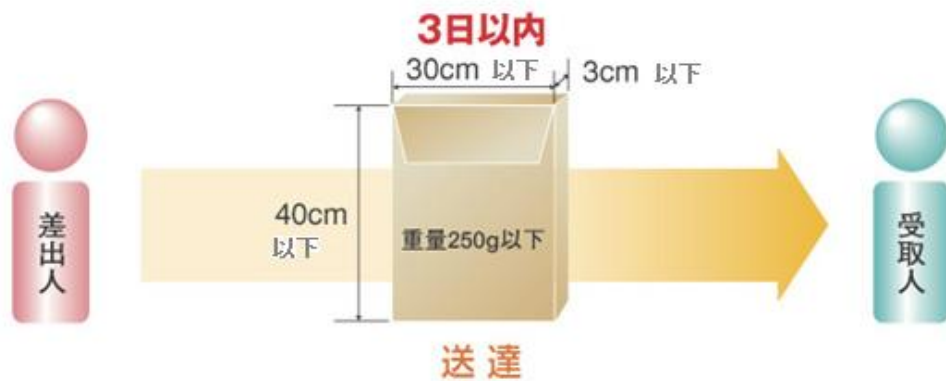
(1) 信書便事業の種類

① 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

○一般信書便役務（必須）

長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書を国内において差し出された日から、原則3日以内（注）に送達する役務



○その他の信書便役務（任意）

例：長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達

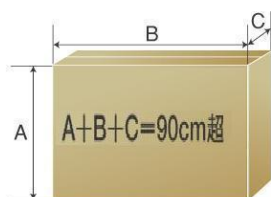
（注）送達日数の基準は以下のとおり。

(ア) 1日に1回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島	2週間以内
(イ) (ア)以外の離島	5日以内
(ウ) (ア)、(イ)以外の地域	3日以内

② 特定信書便事業

以下の3つの特定信書便役務のうちいずれかのみ該当する「特定サービス型」の事業

- i) 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）



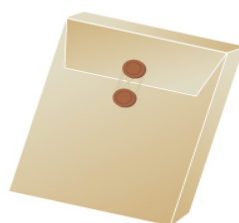
又は



- ii) 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）



- iii) 料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)を超えるもの（3号役務）



1,000円を超える信書便物

(2) 信書便事業の参入条件の概要

① 一般信書便事業

- i) 随時、簡易かつ秘密の保護が確実な差出方法の確保
- ii) 全国における原則毎日1通からの引受・配達
- iii) 利用しやすい全国均一料金
- iv) 秘密の保護等

i) 随時、簡易かつ秘密の保護が確実な差出方法の確保

○信書便差出箱（注1）（ポスト）の設置

- ・約10万本のポストを設置（注2）
- ・各市町村等に満遍なく設置
- ・公道に面した場所など常時利用することができる場所又は駅、小売店舗など公衆が容易に出入りできる施設内で往来する公衆の目につきやすい場所に設置

（○ポスト以外による引受（随時、簡易かつ秘密の保護が確実なもの））

（注1）信書便差出箱の基準

構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること、信書便物の差出口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないものであること等の基準が定められている。

（注2）信書便差出箱（ポスト）の設置基準

市町村ごとの最低設置数が以下のとおり定められている。

市町村等区分	差出箱の最低設置数
イ 政令指定都市及び東京都の特別区	人口×0.0005本（千人当たり0.5本）
ロ 人口が10万人以上の市（イを除く）	人口×0.0006本（千人当たり0.6本）
ハ 人口が2万5千人以上10万人未満の市町村（ホを除く）	人口×0.0008本（千人当たり0.8本）
ニ 人口が2万5千人未満の市町村（ホを除く）	人口×0.0012本（千人当たり1.2本）
ホ 過疎地域の市町村	人口×0.0019本（千人当たり1.9本）

人口は公表された最近の国勢調査の結果によることとされており、公表された最近の結果（平成12年国勢調査）を用いて計算すると、一般信書便事業者が設置しなければならない信書便差出箱の最低設置数は約10万本となる。ちなみに、郵便ポストの設置数は平成13年度末時点で約18万本である（平成16年度末：約19万本）。

ii) 全国における原則毎日1通からの引受・配達

- 過疎地、離島などを含む日本全国を業務区域として引受・配達
- 一通からでも原則として毎日引受けが行われ、差し出された日から原則3日以内に受取人に配達。配達日は一週間につき6日以上。

iii) 利用しやすい全国均一料金

- 25g以下の軽量信書便^(注)の料金の上限は80円
- 料金は配達地により異なることがなく、定率又は定額をもって明確に設定。
- 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしない。

(注) 信書便物の大きさ及び形状の基準は、長方形で、長さ14cmから23.5cmまで、幅9cmから12cmまで、厚さが最も厚い部分において1cmを超えないもの

iv) 秘密の保護等

- 信書便物であることを信書便物の表面の見やすい所に表示(信書便物を識別可能とし、秘密を保護)
- 信書便管理規程(取扱中の信書便物の秘密の保護を図るために必要な事項)
- 信書便約款(料金以外のサービスの提供条件(引受、配達、転送及び還付等))

② 特定信書便事業

秘密の保護等

- 信書便物であることを信書便物の表面の見やすい所に表示(信書便物を識別可能とし、秘密を保護)
- 信書便管理規程(取扱中の信書便物の秘密の保護を図るために必要な事項)
- 信書便約款(料金以外のサービスの提供条件(引受、配達、転送及び還付等))